

# 海外旅行傷害保険概要

以下にご説明いたしますのは海外旅行傷害保険の概要です。実際の保険金お支払の可否は、海外旅行傷害保険普通保険約款及びクレジットカード用海外旅行傷害保険特約に基づきますことご了承ください。尚、本保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

- 本保険サービスの対象となる旅行はカード会員資格期間中に開始された旅行とします。
- 補償対象期間は、被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日の前日午前0時から日本入国日の翌日午後12時までの旅行期間中とします(但し、日本出発から90日後の午後12時までを限度とします)。
- 本保険の被保険者はカード会員及びその家族とします。  
家族とは以下(1)～(3)のいずれかになります。
  - (1) カード本会員の配偶者
  - (2) カード本会員と生計を共にする同居の親族(※)  
(※)親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。
  - (3) カード本会員と生計をともにする別居の未婚の子  
(海外旅行の目的をもって住居を出発した時点において、上記(1)～(3)に該当する必要があります。)

## 【お支払いする保険金】

	本人	家族
傷害死亡・後遺障害	最高1億円	最高1,000万円
傷害治療費用	300万円(1事故の限度額)	200万円(1事故の限度額)
疾病治療費用	300万円(1疾病の限度額)	200万円(1疾病の限度額)
救援者費用	300万円(1年間の限度額)	200万円(1年間の限度額)
賠償責任	3000万円(1事故の限度額)	2000万円(1事故の限度額)
携行品損害	50万円(自己負担額:1事故3,000円) (1旅行中かつ1年間の限度額)	20万円(自己負担額:1事故3,000円) (1旅行中かつ1年間の限度額)

## お支払いする場合・お支払いしない主な場合

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡・後遺障害	旅行期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100% ②後遺障害の場合… 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●被保険者に対する刑の執行 ●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染 ●原子力核反応によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害治療費用	旅行期間中のケガにより、医師の治療を受けられた場合	被保険者が治療のために現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額、但し事故(治療の場合初診)日から180日以内に支出した費用に限り ●医師の診察費、処置費および手術費 ●医師の処方または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ●義手および義足の修理費(傷害治療費用のみ) ●X線検査費、諸検査費および手術室費 ●職業看護師費。 ●病院または診療所へ入院した場合の入院費 ●入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたときの宿泊施設の客室料 ●入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 ●救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費 ●入院または通院のための交通費 ●病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 ●治療のために必要な通訳雇入費 ●被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病について20万円を限度とします。 ア. 国際電話料等通信費 イ. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度) ●被保険者が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。 ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費 イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している間のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●危険なスポーツ(※)を行っている間のケガ ※危険なスポーツとは…山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動をいいます ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ など
疾病治療費用	①旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に発病(ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り)かつ旅行期間終了後48時間以内に医師の治療を受けられた場合 ②旅行期間中に感染した特定の感染症(コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱、および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に規定する指定感染症)を直接の原因として、旅行期間終了後その日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合	●遭難した救援対象者を捜索する活動に要した費用 ●救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度) ●現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度) ●死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を現地から救援対象者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費 ●死亡した救援対象者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用(100万円を限度) ●諸雑費(救援者の渡航手続費および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等、20万円を限度)	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ●保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者に対する刑の執行 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ●放射線照射または放射能汚染 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●山岳登山中の高山病 ●歯科疾病 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 など
救援者費用	①救援対象者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。 ア. 旅行期間中のケガにより、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、旅行期間中に死亡した場合 ウ. 旅行期間中に発病した疾病により旅行期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合。 エ. 旅行期間中に救援対象者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 ②旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病により救援対象者が継続して7日間以上入院した場合 ③旅行期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ④旅行期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の	●遭難した救援対象者を捜索する活動に要した費用 ●救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度) ●現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度) ●死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を現地から救援対象者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費 ●死亡した救援対象者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用(100万円を限度) ●諸雑費(救援者の渡航手続費および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等、20万円を限度)	●保険契約者または救援対象者の故意または重大な過失 ●保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●救援対象者が無資格運転、酒気帯び運転等、麻薬等を使用している間に生じた事故 ●救援対象者に対する刑の執行 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ●放射線照射または放射能汚染による事故 など

	生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合		
賠償責任	旅行期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を破損もしくは紛失させ、法律上の損害賠償責任を負った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。)</li> <li>●第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</li> <li>●損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ保険会社の書面による同意を得た費用</li> <li>●被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用</li> <li>●保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意</li> <li>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</li> <li>●放射線照射または放射能汚染による事故</li> <li>●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>●専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。</li> <li>●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対する損害賠償責任については、保険金を支払いません。</li> <li>ア. 被保険者が滞在する宿泊施設の客室に与えた損害</li> <li>イ. 被保険者が滞在する居住施設内の部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。</li> <li>ウ. 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害</li> <li>●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害	旅行期間中に携行品(被保険者の所有するもの及び旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物)が偶然な事故により損害を受けた場合	損害額(時価または修繕費)から3,000円を控除した額(携行品1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、携行品が乗車券等である場合において、損害額の合計額が5万円を超えるときは、そのものの損害額を5万円とみなします。旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>●保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。</li> <li>●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故</li> <li>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</li> <li>●放射線照射または放射能汚染による事故</li> <li>●差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置となされた場合を除きます。</li> <li>●携行品の欠陥</li> <li>●携行品の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等</li> <li>●携行品のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観上の損傷であって携行品の機能に支障をきたさない損害</li> <li>●携行品である液体の流出</li> <li>●携行品の置き忘れまたは紛失</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品</li> </ul>

		<p>の電氣的事故または機械的の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品</li> <li>●税関にてスーツケースの鍵を破損された場合</li> </ul> <p>など</p> <p>★現金・小切手・有価証券類、切手、預貯金証書・クレジットカード、稿本・帳簿類、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ(前記※参照)を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具等は携行品に含まれません。</p>
--	--	---

## 【事故受付窓口】

<b>国内からのお問い合わせ先</b>
<b>ソニー銀行プラチナカード保険デスク</b> <b>0120-082-789</b> <b>※受付時間 9:15~17:00(年中無休)</b>

<b>緊急アシスタンスサービス(サービス対象地域:日本国外)</b>
<p>三井住友海上の緊急アシスタンスサービス(※)です。          海外旅行中に不慮の事故によるケガ、病気に見舞われ、医療施設への緊急搬送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合に、ご滞在地に応じ各センターへお電話ください。          (※)国際的なアシスタンス専門会社である AXA アシスタンス社、プレステージ・インターナショナル社と提携して実施しております。</p>
<b>サービス内容</b>
<p>アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、各センターへご連絡のうえ、オペレーターの案内に従ってご利用ください。</p> <p>(1)ケガや病気の場合の緊急アシスタンス          ①医師・医療施設の紹介・案内、②医療費キャッシュレスサービス、③患者の医療施設への移送、④患者の本国への移送、⑤現地での医師の緊急派遣、⑥医薬品類の緊急手配、⑦通訳の紹介・手配</p> <p>(2)ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス          ①現地でのご遺体の埋葬、②ご遺体の本国への移送</p> <p>(3)その他のアシスタンス          ①救援者の渡航・宿泊手配、②遭難された場合の捜索・救助</p> <p>(4)法律上のアシスタンス          ①弁護士の紹介・手配など</p>
<b>サービス費用</b>
<p>・アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はございません。</p> <p>・サービスの費用が保険金額を超えたとき、または費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払できない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。</p> <p>※会員資格の確認が必要となるため、通院の場合などは一時的に費用の立て替えをお願いする場合がございます。</p>

<b>お問い合わせ先</b>			
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-300-3931	カナダ	1-877-791-2147
ブラジル	0800-892-3138	メキシコ	001-800-514-6615
シンガポール	800-810-2355	インド	000-800-1007-806
インドネシア	001-803-00811-303	タイ	001-800-814-5145
フィリピン	1-800-1-816-0280	マレーシア	1-800-81-5069
中国(北部)	4001-202697 または 10800-813-2784	中国(南部)	4001-202697 または 10800-481-2967
香港	800-905-123	台湾	00801-814653
韓国	00798-817-1701	オーストラリア	1-800-096-539
ニュージーランド	0800-880-301	イギリス	0808-234-3799
イタリア	800-789644	オーストリア	0800-296-202
オランダ	0800-022-8267	ギリシャ	00-800-161-2206-6596
スイス	0800-83-8151	スペイン	900-9-581-72
ドイツ	0800-1812395	フランス	0800-918-494
南アフリカ	0-800-983-172	ロシア	810-800-2056-4081
上記以外の地域または無料電話が利用できない場合		★81-18-888-9998(コレクトコールでおかけください)	

- 中国（北部）…華北地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区）、東北地区（遼寧省、吉林省、黒龍江省）
- 中国（南部）…上記以外（上海市、重慶市など）

※滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用いただけない場合や、ホテルなど客室の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料およびサービス料の・利用料はお客さま負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 【保険金請求に必要な書類】

		保険金種類						
		死亡 保険金	後遺障害 保険金	治療費用 保険金	救援者費用 保険金	携行品損害 保険金	賠償責任 保険金	
保険金請求書類	現地で （手配頂く書類）	医師の診断書	—	—	◎（※1）	—	—	◎（※2）
		治療費の明細書・領収書	—	—	◎	—	—	◎（※2）
		死亡診断書または死体検案書	◎	—	—	—	—	—
		事故証明書	◎	○	○	○	◎	○
		支出を証明する書類	—	—	—	◎	—	—
		示談書	—	—	—	—	—	◎
		示談領収書	—	—	—	—	—	◎
		損害額を立証する書類	—	—	—	—	—	◎
	国内で （手配頂く書類）	損害品明細書	—	—	—	—	◎	—
		損害額を証明する書類	—	—	—	—	◎	—
		除籍謄本	◎	—	—	—	—	—
		委任状・戸籍謄本	○	—	—	—	—	—
		後遺障害診断書	—	◎	—	—	—	—
		印鑑証明書	○	○	○	○	—	○
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
日本出国日を示すパスポート、航空券のeチケット(コピー)等	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

●◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

(※1) 治療費が10万円以下の場合は、原則として診断書の取付を省略できます。

(※2) 対人賠償の保険金請求に必要となります。